

お知らせ

5月22日📅の日曜開庁日はマイナンバーカード等に関する手続きができません

5月22日📅の日曜開庁時には、カード管理システムが停止しているため、マイナンバーカード(個人番号カード)・住民基本台帳カードに関する手続き(交付を含む)及び海外転入届等の手続きの取扱いが出来ませんのでご注意ください。

問合せ

窓口サービス課(住民情報)2階📍番
☎06-4399-9963 FAX06-4399-9947

後期高齢者医療保険料率の改定について



令和4年度・5年度の後期高齢者医療の保険料率が改定されました。
被保険者均等割額は54,461円、所得割率は11.12%となります。また、保険料の年間限度額が66万円となりました。
保険料額は、7月にお知らせします。

問合せ

窓口サービス課(保険年金)2階📍番
☎06-4399-9956 FAX06-4399-9947

国民健康保険料決定通知書の主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。
ご希望の方は、電話でお申込みください。

申込時にお聞きする事項 ▶ 住所、氏名、生年月日

一度お申込みいただければ、毎年のご連絡は不要です。

※転居等により世帯主の変更や居住区の変更があった場合は、再度お申込みいただく必要があります。

問合せ

窓口サービス課(保険年金)2階📍番
☎06-4399-9956 FAX06-4399-9947

大阪市国民健康保険加入者の方を対象に保健事業を行っています

健診の種類	対象者	健診料	
特定健康診査 (高血圧症や糖尿病などの生活習慣病予防)	40歳～74歳 (年度内に40歳になる方を含む)	無料	対象となる方に、4月末頃 緑色の封筒で「受診券」送付
1日人間ドック	満30歳～74歳	30歳～39歳 14,000円 40歳～74歳 10,000円 昭32・42・52・57年生まれの方は無料	40歳以上の方が 1日人間ドックを受診する場合は、 特定健診の「受診券」が必要
健康づくり支援事業	満18歳～74歳	3,100円	40歳以上の方が 健康づくり支援事業を受診する場合は、 特定健診の「受診券」が必要

※詳しくは「受診券」に同封の「国保健診ガイド」(区役所窓口でも配付)、または大阪市ホームページをご覧ください。

問合せ

● 特定健診受診券に関すること
窓口サービス課(保険年金)2階📍番
☎06-4399-9956 FAX06-4399-9947

● 健診内容・健診場所について
保健福祉課(健診)1階📍番
☎06-4399-9882
FAX06-6629-1265

● 1日人間ドック・健康づくり支援事業
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ
☎06-6208-9876 FAX06-6202-4156



あべの市税事務所からのお知らせ

令和4年度 個人市・府民税の特別徴収税額決定通知書を送付します

令和4年度の個人市・府民税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和4年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。
なお、3月16日📅以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた方で通知書に申告内容が反映されていない場合は、7月以降に変更決定通知書を送付します。

令和4年度 課税(所得)証明書の発行開始について

令和4年度(令和3年分所得)の課税(所得)証明書は6月1日📅から発行できます。なお会社等にお勤めで個人市・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5月20日📅から発行できます。

注意

- ・コンビニエンスストアでの発行は6月1日📅から。
- ・会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または個人市・府民税の申告がない場合等は発行できないことがあります。また、3月16日📅以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問合せ

あべの市税事務所 個人市民税担当
☎06-4396-2953
※問合せ可能日、時間 📅～📅 9:00～17:30 📅 9:00～19:00



阪神高速14号松原線 喜連瓜破高架橋架け替え工事のお知らせ

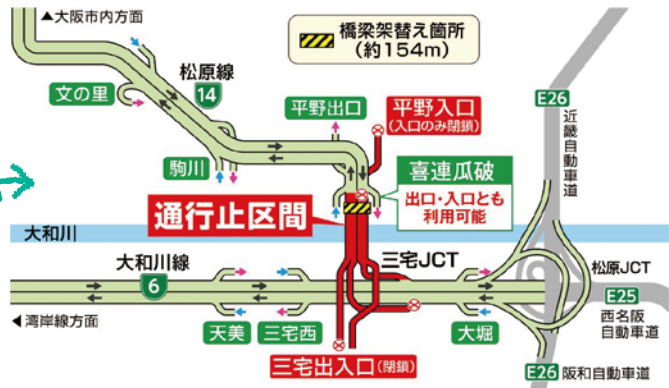
阪神高速14号松原線 喜連瓜破高架橋(瓜破交差点付近)の老朽化に伴う架け替え工事を行います。

6月1日📅 4:00～令和7年3月末(予定)までの約3年間、14号松原線 喜連瓜破～三宅ジャンクション間が終日通行止めとなります。
ご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ

特設ダイヤル ☎0120-84-1620
※受付時間 8:30～19:00
※受付時間を延長する期間があります。
阪神高速お客様センター
☎06-6576-1484(24時間受付、年中無休)

詳細は下記阪神高速ホームページ(特設サイト)をご覧ください。



区長の部屋

東住吉区長
塩屋 幸男



今や、使用済みペットボトルは、「地上の油田」・「都市の油田」と呼ばれるほどの貴重な資源になっています。日本では、ペットボトル素材の仕様を統一してきた歴史があるため、良質の再生プラスチック素材としてひっぱりだこになっているようです。

近年、企業や社会活動を評価する要素として、「脱炭素」が重要との認識が広く浸透してきました。2030年までに国内販売の飲料ペットボトルを全て持続可能な原料で製造するという飲料会社もあります。

4月1日に施行されたプラスチック資源循環法に対応して再生

プラスチックを使う場合、原料は使用済みペットボトルに限定されるそうです。

このような社会の動きをみると、脱炭素、循環型社会の実現に向けては、私たち消費者の理解や行動も重要であると痛感いたします。ペットボトル回収の取り組みは、脱炭素社会実現に貢献する身近な実践です。東住吉区では、既に、湯里、矢田東、矢田西の3地域が、先進的にペットボトル回収に取り組んでいただいています。心から敬意を表し感謝申しあげます。

